

江別市医療介護連携推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の10第1項の規定に基づき、地域における医療、介護及び福祉に関する関係者（以下「関係者」という。）相互間の医療及び介護に対する理解を深めるとともに連携を円滑にして、医療及び介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域の中で、質の高い療養生活を人生の最期まで送る上での課題の解決に向けた協議を行うため、江別市医療介護連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 地域の医療及び介護の資源の把握に関すること。
- (2) 切れ目のない在宅医療及び介護の提供体制の構築及び推進に関すること。
- (3) 関係者の情報共有の支援に関すること。
- (4) 在宅医療及び介護連携に係る相談支援に関すること。
- (5) 関係者の研修に関すること。
- (6) 在宅医療及び介護に係る啓発に関すること。
- (7) 関係機関及び関係自治体との連携に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療関係者
- (2) 介護関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会長は必要と認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、医療及び介護の連携の推進に係る分野別の事項を検討するため、部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、健康福祉部に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月25日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日から平成30年3月31日までの間に、委嘱され、又は任命される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。